

目 次

規 則

津市公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

津市下水道排水設備指定工事店の指定及び取消し

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

臨時運行許可証及び番号標の無効

認可地縁団体の告示事項の変更

道路の区域変更

道路の供用開始

公示送達

予算の公表

公示送達

公共下水道の供用開始

公 告

開発行為に関する工事の完了

津市農業振興地域整備計画の変更

津市農用地利用集積計画

犬の抑留

犬の抑留

教育委員会規則

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

監査委員告示

監査結果に対する措置報告

監査公表

監査公表

## 水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

## 農業委員会告示

農業委員会総会の招集

津市公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月6日

津市長 松田直久

#### 津市規則第4号

津市公共下水道条例施行規則の一部を改正する規則

津市公共下水道条例施行規則(平成18年津市規則第189号)の一部を次のように改正する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市公共下水道条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用に係る下水道使用料について適用し、施行日前の使用に係る下水道使用料については、なお従前の例による。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成20年3月14日

津市長 松田直久

#### 津市規則第5号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する  
規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則  
第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「7日前」を「14日前」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

津市告示第29号

津市公共下水道条例（平成18年条例第201号）第6条第1項及び第15条第1項の規定により、指定工事店を次のとおり指定及び指定を取り消したので、同条例第17条第1項第1号及び第2号の規定により告示する。

平成20年3月5日

津市長 松田直久

指定した工事店

工事店名	所在地	指定期間
アクアサービスナカモリ	名張市箕曲中村336番地	平成20年2月1日から 平成23年3月31日まで

指定を取り消した工事店

工事店名	所在地	取消し年月日
坂清建設株式会社	津市芸濃町忍田45番地5	平成20年2月15日

津市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成5年津市告示第76号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月6日

津市長 松田直久

1 届出者

小森向山苑自治会

三重県津市高茶屋小森町1675番地1

代表者 中村勝春

2 変更に係る事項

事務所の所在地

変更前	三重県津市高茶屋小森町字龍ヶ谷1680番地1
変更後	三重県津市高茶屋小森町1675番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所が、平成20年3月3日に移転されたため。

津市告示第31号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成20年3月6日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
7141109	平成19年10月1日	平成20年1月8日
9202934	平成19年10月1日	平成20年2月18日
0855650	平成19年10月1日	平成20年2月19日
0106884	平成19年10月1日	平成20年2月20日
9203872	平成19年10月1日	平成20年2月24日
9206501	平成19年10月1日	平成20年2月24日
0111450	平成19年10月1日	平成20年2月25日
0220251	平成19年10月1日	平成20年2月25日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0111450	平成19年8月1日	平成20年2月25日

津市告示第32号

下記に係る自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標は無効であることを告示する。

平成20年3月6日

津市長 松田直久

記

自動車臨時運行許可証及び自動車臨時運行許可番号標

許可証及び許可番号標	許可年月日	無効となった日
三重 12-50 津	平成18年 3月 7日	平成20年 2月29日
三重 12-24 津	平成18年 3月14日	平成20年 2月29日
三重 13-29 津	平成18年 5月23日	平成20年 2月29日
三重 13-05 津	平成18年 8月 3日	平成20年 2月29日
三重 13-24 津	平成18年10月23日	平成20年 2月29日
三重 12-09 津	平成19年 2月16日	平成20年 2月29日
三重 13-35 津	平成19年 2月19日	平成20年 2月29日
三重 12-23 津	平成19年 2月20日	平成20年 2月29日
三重 13-04 津	平成19年 3月 7日	平成20年 2月29日

津市告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年安濃町告示第22号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月11日

津市長 松田直久

1 届出者

安濃区自治会

三重県津市安濃町安濃1427番地2

代表者 小林正美

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所	変更前	小林博史 津市安濃町安濃1487番地
	変更後	小林正美 津市安濃町安濃1470番地

3 変更の年月日

平成20年3月5日

4 変更の理由

定期総会において新任

津市告示第 3 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 路線名 3662 広明町河辺町線  
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河辺町字大垣内 862 番地先から 津市河辺町字大垣内 831 番地先まで	旧	18.0～ 18.0	318.7
津市河辺町字大垣内 862 番地先から 津市河辺町字大垣内 831 番地先まで	新	18.0～ 30.0	318.7

2 路線名 1040 内多清水ヶ丘線  
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市安濃町清水字式部 1247 番 2 地先から 津市安濃町清水字式部 1238 番 2 地先まで	旧	13.5～ 13.5	150.0
津市安濃町清水字式部 1247 番 2 地先から 津市安濃町清水字式部 1238 番 2 地先まで	新	13.5～ 34.0	150.0
津市安濃町清水字式部 1363 番 2 地先から 津市安濃町清水字式部 1351 番 2 地先まで	旧	13.0～ 13.0	320.0
津市安濃町清水字式部 1363 番 2 地先から 津市安濃町清水字式部 1351 番 2 地先まで	新	13.5～ 24.0	320.0

津市告示第 35 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設管理課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 11 日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3662	広明町河辺町線	津市河辺町字大垣内 86 2 番地先から	平成 20 年 3 月 11 日
		津市河辺町字亀垣内 83 1 番地先まで	
1040	内多清水ヶ丘線	津市安濃町清水字式部 1 238 番 2 地先から	平成 20 年 3 月 11 日
		津市安濃町清水字式部 1 247 番 2 地先まで	
1040	内多清水ヶ丘線	津市河辺町字北浦 136 3 番 2 地先から	平成 20 年 3 月 11 日
		津市河辺町字北浦 135 1 番 2 地先まで	

津市告示第36号

下記の者の平成19年度市民税・県民税納税通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成20年3月12日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

津市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成20年2月13日市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成20年3月12日

津市長 松田直久

平成20年2月13日議決を経た予算

平成19年度津市一般会計補正予算（第5号）

平成19年度津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度津市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

津市告示第38号

下記の者の平成16年度及び平成17年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成20年3月13日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	課税年度	通知書番号

津市告示第 39 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、平成 20 年 3 月 14 日から 2 週間、津市下水道部下水道管理課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 14 日

津市長 松田 直久

1 供用及び処理を開始する年月日

平成 20 年 3 月 31 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道

雲出長常町、雲出本郷町、雲出伊倉津町、高茶屋 6 丁目、高茶屋 7 丁目、高茶屋小森町、柳山津興、三重町津興、津興、船頭町津興、半田、藤方、垂水、押加部町、神納町、川方町、牧町、木造町、久居持川町、久居新町、久居北口町、久居井戸山町、久居小野辺町、久居野村町、久居元町、香良洲町、白山町岡、白山町二本木及び白山町南出の各一部

(2) 津市単独公共下水道

高洲町、中川原、末広町及び芸濃町椋本の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道

津市雲出鋼管町 52 番地の 5

雲出川左岸浄化センター

松阪市高須町 3922

松阪浄化センター

(2) 津市単独公共下水道

津市高洲町 34 番地 1 号

津市中央浄化センター

津市芸濃町棕本 2 5 7 6

津市棕本浄化センター

津市公告第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年3月5日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年2月29日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市芸濃町棕本字下モ田3148-2ほか6筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
亀山市東御幸町60-2  
石井不動産 石井 貢

## 津市公告第30号

津市地域の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号のロにより公告し、当該地域の農業の振興に関する計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号のロの規定により、当該地域の農業の振興に関する計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

平成20年3月7日

津市長 松田直久

- 1 地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間及び時間  
平成20年3月7日から平成20年4月7日まで（午前8時30分から午後5時15分まで）
- 2 地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先  
津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎6階）
- 3 意見書の提出方法  
意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミリ、電子メールにより受け付けます。

津市公告第 3 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 2 0 年 3 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第32号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年3月12日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年3月7日
- 2 抑留期間 平成20年3月13日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 丸之内養正町	雑種	茶	メス	中	91日 齢以上	赤色の首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第33号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成20年3月12日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年3月10日
- 2 抑留期間 平成20年3月14日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 観音寺町	ラブラドル レトリバー	黒	メス	大	91日 齢以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月7日

津市教育委員会委員長 中西智子

#### 津市教育委員会規則第1号

津市立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

津市立学校の管理に関する規則（平成18年津市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第34条を次のように改める。

（学校の評価及び情報提供）

第34条 校長等は、その学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項の評価を行うに当たっては、校長等は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行わなければならない。

3 校長等は、第1項の規定による評価の結果を踏まえたその学校の児童、生徒又は幼児の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 校長等は、第1項及び前項の規定による評価の結果を、教育委員会に報告しなければならない。

5 校長等は、その学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年3月6日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成20年3月7日（金）午前10時から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件
  - (1) 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について
  - (2) 校長等異動内示について

津市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第4条の2第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成20年3月2日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1	50分の1の数	4,626人
2	6分の1の数	38,549人
3	3分の1の数	77,097人

津市監査委員告示第2号

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、河内財産区管理者及び津市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年3月6日

津市監査委員 岡 部 高 樹  
同 前 田 勝 彦  
同 大 野 寛  
同 山 中 利 之

監査の結果及び講じた措置の内容

平成19年3月5日付津市監査委員告示第3号公表分

監査対象部局等	河内財産区
<p><b>【監査の結果】</b> 当財産区の財産台帳について、不動産登記事項証明書による土地面積等の確認により、正確な数値を把握されるとともに、立木推定蓄積量についても、合理的な算定方法によりこれを算定され、その算定方法を明らかにされたい。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 財産台帳について、不動産登記事項証明書を取り、財産台帳を整備しました。 また、当財産区所有山林の立木推定蓄積量については、三重県森林簿（平成17年12月20日改定）により平成17年末の林積を計上し、平成18年度末の林積は中勢北部森林計画区簡易収穫表により、立木推定蓄積量を算定し林積の増加（林積成長量）を計算しました。 以上により平成18年度の決算書を作成しました。</p>

平成19年12月19日付津市監査委員告示第12号公表分

監査対象部局等	防災危機管理室
<p><b>【監査の結果】</b> 避難所に設置されている、ろ水機については、保守点検業務において、16箇所が不良箇所が確認されているが、災害時、正常に稼働できるよう速やかに修繕を行われたい。</p>	<p><b>【措置の内容】</b> 保守点検業務において、不良が確認されたろ水機については、修繕を行いました。</p>

## 監 査 公 表

### 津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成20年3月6日

津市監査委員 岡 部 高 樹  
同 前 田 勝 彦  
同 大 野 寛  
同 山 中 利 之

### 監 査 結 果 報 告 書

#### 第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹  
同 平 岡 益 生  
同 永 田 正  
同 山 中 利 之

#### 第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成19年12月25日	<榊原財産区> <波瀬財産区> <河内財産区>

#### 第3 監査対象年度

原則として平成19年度（以下「当年度」という。）における財務及び事務の執行を対象とした。

#### 第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員の説明を聴取し、関係諸

帳簿を調査して監査を実施した。

なお、監査は、監査事務局において実施した。

## 第5 監査の着眼点

監査に当たっての主な着眼点は、次のとおりとした。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理及び処分は、適切に行われているか。
- 5 各種の帳簿・書類の記帳・保管等は、適切に行われているか。
- 6 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。

## 第6 監査の結果

各財産区の財産の管理及び処分は、全般的には適切に実施されていたが、一部の事務処理において、後述するように不備が見られたので、速やかに措置されるよう指導した。

なお、事務処理等が法令等に違反しているものなど、早急に是正・改善を必要とするものについては、「指導事項」に、今後、事務処理等の効率化を図るための検討を求めるものなどについては、「所見」に記載した。

### <榊原財産区>

#### 1 指導事項

出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので、適正に処理するよう指導した。

#### 2 所見

当財産区は、山林など約1,226.4ヘクタール（登記面積）を所有・管理しているが、財産を適切に管理するため、現在、所有財産の境界確認・地図整備作業などが順次進められている。

このうち、地元自治区等により造林に使用されている約285ヘクタールの山林の賃貸借契約期間が、平成23年2月に満了となることから、当該山林について重点的に調査を実施されているところであるが、契約更新等が円滑に行われるよう、引き続き調査業務に取り組み、財産の適正管理に努められたい。

また、覚書により、地上権設定契約の解除に伴う補償金が、毎年、旧地上権者に対し支払われているが、平成23年2月に当該覚書の更新時期を迎えることから、補償内容について十分精査のうえ、適切に処理されたい。

なお、当財産区の例規については、財産の管理及び処分上、必要な限りにおいて市の例規として制定・公布されるべきものであることから、関係機関とも協議され、適切な是正措置を講じられたい。

## <波瀬財産区>

### 1 指導事項

土地の賃貸に当たり、契約書が交わされていなかったため、波瀬財産区財産の取得管理及び処分に関する条例第14条の規定に基づき、適正に処理されるよう指導した。

### 2 所見

当財産区は、山林、宅地など約101.1ヘクタール（登記面積）を所有しているが、山林の約93パーセント（93.6ヘクタール）が保安林に指定されていることから、土砂災害の防除や生活環境の保全、水源かん養などの機能を確保するため、今後とも計画的な維持管理に努められたい。

なお、当財産区の例規については、財産の管理及び処分上、必要な限りにおいて市の例規として制定・公布されるべきものであることから、関係機関とも協議され、適切な是正措置を講じられたい。

## <河内財産区>

### 1 指導事項

特になかった。

### 2 所見

当財産区は、山林約13.0ヘクタール（登記面積）及び河内公民館1棟（木造平屋建63平方メートル）を所有・管理しているが、山林の約96パーセント（約12.5ヘクタール）が保安林に指定されていることから、土砂災害の防除や生活環境の保全、水源かん養などの機能を確保するため、今後とも計画的な維持管理に努められたい。

なお、当財産区の例規については、財産の管理及び処分上、必要な限りにおいて市の例規として制定・公布されるべきものであることから、関係機関とも協議され、適切な是正措置を講じられたい。

-----  
**監 査 公 表**  
-----

津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成20年3月6日

津市監査委員 岡 部 高 樹  
同 前 田 勝 彦  
同 大 野 寛  
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹  
同 平 岡 益 生  
同 永 田 正  
同 山 中 利 之

第2 監査の実施年月日及び対象

監査の種別ごとに監査を実施した年月日及び対象は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象区分ごとの実施年月日及び対象は、次のとおりである。

(1) 行政部局関係

監査実施年月日	監 査 対 象
平成19年10月2日	久居総合支所 総務課、地域振興室、市民課、福祉課、生活課、環境課、産業課、建設課、ポルタひさいふれあいセンター
平成19年10月3日	河芸総合支所 総務課、地域振興室、市民福祉課・河芸ほほえみセンター、生活環境課、産業建設課

同年 10 月 9 日	芸濃総合支所 総務課・芸濃コミュニティセンター、地域振興室、市民福祉課・芸濃福祉センター、生活環境課、産業建設課
同年 10 月 12 日	美里総合支所 総務課、地域振興室、市民福祉課・美里高齢者生活福祉センター、生活環境課、産業建設課
同年 10 月 16 日	安濃総合支所 総務課・安濃交流会館、地域振興室、市民福祉課、生活環境課、産業建設課
同年 10 月 18 日	香良洲総合支所 総務課・香良洲老人福祉センター・香良洲多目的ホール、地域振興室、市民福祉課、生活環境課、産業建設課
同年 10 月 22 日	一志総合支所 総務課・とことめの里一志、地域振興室、市民福祉課、生活環境課、産業建設課
同年 11 月 6 日	白山総合支所 総務課、地域振興室、市民福祉課・白山保健福祉センター、生活環境課、産業建設課
同年 11 月 8 日	美杉総合支所 総務課、地域振興室、市民福祉課、生活環境課、産業建設課・レークサイド君ヶ野
同年 11 月 13 日	三重短期大学 競艇事業部 議会事務局
同年 11 月 15 日	消防本部
同年 11 月 19 日	教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習スポーツ課、文化課、津図書館（河芸図書館・安濃図書館・美杉図書室を含む。）、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所
平成 19 年 11 月 26 日	市長公室 東京事務所

(2) 市立学校・幼稚園、市立保育園、出張所関係

監査対象は、各管内における監査行程等を考慮し、抽出した。

監査実施年月日	監 査 対 象
平成 19 年 10 月 2 日	(久居管内) 成美小学校、密柑山幼稚園、久居東中学校、北部保育園、久居駅前出張所
同年 10 月 3 日	(河芸管内) 朝陽中学校、上野幼稚園、千里ヶ丘小学校、千里ヶ丘出張所
同年 10 月 9 日	(芸濃管内) 椋本小学校、椋本幼稚園、芸濃中学校、芸濃保育園
同年 10 月 12 日	(美里管内) 辰水小学校、みさと幼稚園、美里中学校
同年 10 月 16 日	(安濃管内) 草生小学校、草生幼稚園、東観中学校
同年 10 月 18 日	(香良洲管内) 香海中学校、香良洲小学校、香良洲浜っ子幼児園(香良洲幼稚園)、同(香良洲保育園)
同年 10 月 22 日	(一志管内) 高岡幼稚園、高岡小学校、一志中学校、川合保育園
同年 11 月 6 日	(白山管内) 大三小学校、白山中学校、白山乳幼児教育センター(白山保育園)、八ツ山出張所
同年 11 月 8 日	(美杉管内) 美杉東小学校、美杉中学校、八知保育園、竹原出張所
平成 20 年 1 月 23 日	(津管内) 片田小学校、神戸小学校、西郊中学校、新町保育園、片田出張所
同年 1 月 28 日	高茶屋小学校、育生幼稚園、育生小学校、雲出保育園、高茶屋出張所

2 地方自治法第 199 条第 7 項に基づく監査(以下「財政的援助団体等監査」という。)

財政的援助団体等監査の実施年月日及び対象は、次のとおりである。

なお、監査対象は、財政的援助団体については、市の出資率等を考慮し、指定管理者については、指定年度順を考慮し、抽出した。

監査実施年月日	監 査 対 象
平成 20 年 1 月 17 日	(財政的援助団体) 津市土地開発公社 (所管部局/財務部契約財産課)、社会福祉法人津市社会福祉協議会 (同/健康福祉部福祉管理課)、久居都市開発株式会社 (同/都市計画部都市計画課)
同年 1 月 24 日	(指定管理者) 社会福祉法人自由学苑福祉会 (指定管理施設・久居老人福祉センター/所管部局・久居総合支所福祉課)、株式会社日硝ハイウエー (指定管理施設・津なぎさまち内旅客船ターミナル/所管部局・都市計画部都市管理課)

### 3 地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項に基づく監査 (以下「随時監査」という。)

随時監査の実施年月日及び対象は、次のとおりである。

なお、監査対象は、平成 19 年度において施工中の工事の中から、工事の種類・請負金額等を考慮し、抽出した。

監査実施年月日	監 査 対 象
平成 20 年 1 月 10 日	・ 平成 19 年度簡水第 2 号下竹原簡易水道浄水場築造工事 (工事場所・津市美杉町竹原/所管部局・水道局工務課)
平成 20 年 1 月 11 日	・ 平成 18 年度下建公補第 67 号津第 3-1 処理分区公共下水道工事 (その 2) (工事場所・津市高茶屋小森町/所管部局・下水道部下水道建設課) ・ 平成 19 年度道建補第 1 号広明町河辺町線道路改良工事 (工事場所・津市河辺町/所管部局・建設部道路建設課)

### 第 3 監査対象年度

監査対象年度は、次のとおりとした。

#### 1 定期監査及び行政監査

原則として平成 19 年度 (以下「当年度」という。) における財務及び事務の執行を対象としたが、補助金、交付金、契約等一部の財務及び事務の執行については、平成 18 年度も対象とした。

## 2 財政的援助団体等監査

- (1) 財政的援助団体に対する監査（以下「財援団体監査」という。）については、平成18年度及び当年度における市の財政的援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。
- (2) 指定管理者に対する監査（以下「指定管理者監査」という。）については、平成18年度及び当年度における市の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

## 3 随時監査

当年度において施工中の工事の工事計画、設計、積算、施工及び監督業務等を対象とした。

## 第4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員等の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

監査の実施場所は、原則として監査事務局において、随時監査は監査事務局及び現地において、その他の監査対象は、それぞれ現地に出向き実施した。

なお、随時監査に当たっては、工事技術について、協同組合総合技術士連合（大阪市北区）に調査業務を委託し、その調査報告書を参考とした。

## 第5 監査の着眼点

監査に当たっての種別ごとの主な着眼点は、次のとおりとした。

### 1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適切に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適切に行われているか。
- (6) 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。
- (7) 学校における毒物・劇物の管理等は、適正に行われているか。

### 2 財援団体監査

- (1) 補助金、損失補償又は出資金等（以下、この項において「補助金等」という。）の取扱い等は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (2) 補助金等の目的及び対象事業の内容は、明確で、補助金等の額は妥当なものとなっているか。
- (3) 補助金等に係る事業計画書、予算書及び決算諸表等は、所管部局に提出されたものと符合しているか。

- (4) 補助金等対象事業は、事業計画及び補助金等交付条件等に従って実施され、所期の効果が上げられているか。また、補助金等が、対象事業以外に流用されていないか。
- (5) 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (6) 補助金等に係る経営成績及び財政状況は、適正に決算諸表に表わされ、良好なものとなっているか。

### 3 指定管理者監査

- (1) 指定管理者の指定の手続は、法令の規定に基づき適正かつ公正に行われているか。
- (2) 指定管理に係る協定書等には、業務の範囲及び経費の負担区分等必要事項が明確に記載され、指定管理委託料に係る経費の算定は、適正に行われているか。
- (3) 指定管理に係る事業計画書、予算書及び決算諸表等は、所管部局に提出されたものと符合しているか。
- (4) 指定管理は、法令及び協定書等の規定に従って実施され、施設の利用促進及び経費の削減に所期の効果が上げられているか。また、指定管理委託料が指定管理経費以外に流用されていないか。
- (5) 利用料金の徴収・収納等は、適正に行われているか。
- (6) 指定管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (7) 指定管理に係る経営成績及び財政状況は、適正に決算諸表に表わされ、良好なものとなっているか。

### 4 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 工期の設定は、適切に行われているか。
- (3) 積算に係る数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (4) 工事施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (5) 工事は、設計図書に従い過不足なく施工されているか。
- (6) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備されているか。
- (7) 現場の安全管理及び現場周辺への工事災害防止対策は、適切に行われているか。
- (8) 資源の有効利用及び建設廃材の再資源化に努められているか。

## 第6 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、それぞれ努力が払われており、一般的には事務処理、財政運営とも適切に実施されていた。ただし、一部において後述するように事務処理の不備等が見られたので、速やかに措置される

よう指導した。また、監査時に修正が望まれた軽易な事項については、その都度直ちに対処されるよう口頭で指導した。

これら各部局等の監査の結果の概要は、第2の監査の対象区分ごとに次に示すとおりであるが、事務処理等が法令等に違反しているものなど、早急に是正・改善を必要とするものについては「指導事項」に、今後、事務処理等の効率化を図るための検討を求めるものなどについては「所見」に記載した。

## 1 定期監査及び行政監査

(行政部局関係)

### ■久居総合支所

#### 総務課

当課では、総合支所における文書、予算、職員等の総括管理、契約の締結、市有財産及び車両の管理、防災・危機管理、情報公開、収納に関する事務などのほか、榊原等の出張所及び久居市民会館の管理運営並びに連絡調整に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

#### (2) 所見

久居庁舎は、当年度に実施した耐震診断調査結果によると、耐震判定指標を下回っており、耐震補強が必要とされることから、速やかに改善計画を作成の上、耐震対策を講じられたい。

公用車については、マイクロバスなどで購入後15年超のものが4台あり、今後リース化も検討するなど車両の安全管理に努められたい。

普通財産については、約2万8千平方メートルの土地が未利用地で、このうち、平成20年度にかけて約2千平方メートル弱の土地が処分見込みとなっているが、残る約2万6千平方メートルの土地についても積極的な利活用・処分に取り組まれたい。

#### 地域振興室

当室では、地域活動の振興事業に係る企画及び調整、地区地域審議会に関する事務などを分掌（以下、各総合支所の地域振興室において同じ。）している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

## (2) 所 見

地域活動振興事業については、「サマーフェスティンひさい」、「久居まつり」など17事業が実施又は予定され、当年度予算額は前年度より約570万円減となっているが、費用対効果に留意しつつ、事業の趣旨を反映した取組に期待するものである。

### 市民課

当課では、住民基本台帳、戸籍及び外国人登録に係る届出の受付及び諸証明の交付、市民税及び県民税に係る申告の受付及び賦課、固定資産税に係る評価及び賦課のほか、久居斎場の管理運営に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

#### (2) 所 見

当年度8月末日現在の久居斎場火葬炉使用件数は、170件（月平均34件）であり、前年度同時期（179件、月平均36件）とほぼ同数となっている。

当年度においては、マイクロバス2台分・乗用車4台分の駐車場改修（舗装）工事や火葬炉耐火レンガ積替え工事等の施設の維持管理が図られているが、開設後約31年を経て施設の老朽化が進むなか、今後も適切な施設の維持管理と機能の確保・向上を望むものである。

### 福祉課

当課では、生活保護及び児童福祉に係る相談、介護保険、国民健康保険等に係る認定・納付に関する事務のほか、久居老人福祉センターの指定管理に関する事務などを分掌している。

#### (1) 指導事項

特になかった。

#### (2) 所 見

久居老人福祉センターの管理については、指定管理者により行われているが、当年度8月末日現在の利用者数は1万3千847人で、前年度同時期（1万2千514人）と比較して1千333人増加している。

この利用者の増加に対応するため、平成19年7月1日から利用時間及び入浴時間の1時間延長を実施されるなど利用者の利便性の向上が図られているが、引き続き指定管理者との協議を重ねられ、同センターの機能が十分発揮できるよう期待するものである。

## 生活課

当課では、自治会との連絡調整、市民活動組織の育成援助、コミュニティ施設及び集会所の管理、人権施策の推進、地域調整に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

出張旅費において計算誤り（日当の減額調整漏れ）があったので、適正に処理するよう指導した。

管内に設置された18の地区集会所の指定管理については、事業年度終了後30日以内に事業報告書を市長に提出することになっているが、平成19年10月2日現在、未提出の指定管理者が見られたことから、今後、適正に処理するよう指導した。

### (2) 所見

地区集会所の利用料金について、一部の指定管理者は、一律に減額してこれを徴収していたことから、津市久居地域地区集会所の設置及び管理に関する条例第15条の趣旨を踏まえ、適正に措置されるよう指導されたい。

福祉資金に係る未収金の収納等に当たっては、滞納者への電話催告、訪問指導等に取り組まれているが、引き続き効率的かつ適正な滞納整理に努められたい。

## 環境課

当課では、ごみの減量化及び再資源化の推進、明神リサイクルストックヤード、森町清掃事業管理センター及びごみ収集車両の維持管理、新最終処分場の建設に係る連絡調整、久居榊原風力発電施設及び久居墓園の維持管理に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

平成19年7月に名古屋市、東京都千代田区へ、同年9月に名古屋市へ職員が出張しているが、出張命令簿による手続きが行われていなかったの  
で、適正に処理するよう指導した。

行政財産使用許可書について、不服申立て等に係る教示がされていないことから、是正を指導した。

### (2) 所見

久居榊原風力発電施設については、平成19年6月にバッテリー作動不良等により、4基が延べ151日間（1号基26日間、2号基63日間、3号基24日間、4号基38日間）の運転停止を余儀なくされたところであるが、稼動後約8年を経過しており、今後も施設の経年劣化に伴う修繕の増加が懸念されるため、引き続き適切な維持管理に努められたい。

## 産業課

当課では、商工業・観光事業の振興、榊原自然の森温泉保養館（湯の瀬）及び久居駅東口駐車場の管理運営、並びに農業、畜産業の振興に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

榊原地域観光施設及び環境整備の委託契約については、平成18年度の業務実績を確認できる報告書が提出されていなかったことから、書面により業務の履行実績が明確となるよう指摘した。

### (2) 所見

榊原自然の森温泉保養館（湯の瀬）の管理運営については、同施設の過去5年間の実質的な単年度収支がいずれも赤字（同課提出資料による。）になっており、開設後19年を経て、今後も老朽化に伴う多額の修繕費等が見込まれることから、経営実績及び財政状況を明確にするため特別会計へ移行するなど、一層の経営改善に努められたい。

久居駅東口駐車場の管理運営については、1営業日当たりの平均駐車場回転率（利用台数÷収容可能台数392台）は、平成18年度が52.0パーセント、当年度（8月末日現在）が54.5パーセント（いずれも同課調べ。）で、駅隣接地であるにもかかわらず、有効に活用されていない状況にあることから、有効活用の方策が講じられるよう期待するものである。また、同駐車場は暫定設置されていることを理由に一般会計で経理されているが、所要の条件を整え、津市駐車場事業会計において一体的に経理されることを望むものである。

久居地区農政推進協議会交付金については、平成18年度の執行率が37.1パーセントで、同協議会事業費の支出総額に占める割合も38.5パーセントと低調であり、約41万円が当年度に繰り越されている。同交付金は当年度も約53万円が交付されているが、交付金の効果的な執行の観点から、そのあり方について検討されたい。

## 建設課

当課では、道路・橋梁・水路をはじめ、公園・市営住宅並びに下水道施設及び準用河川の維持管理に関する事務などを分掌している。

### (1) 指導事項

特になかった。

### (2) 所見

桃里・野村団地の市営住宅用地について、昭和34年に久居町（当時）が戸木農業協同組合（当時）から購入した同用地の一部に第三者名義の土

地が含まれ、また、昭和44年に同町が購入した共有名義の土地の所有権移転登記の一部が未了となっていることから、更なる事態の長期化を回避するため、その具体的な解決に取り組まれない。

管内のマンホールポンプの維持管理については、業務委託により保守点検されているが、中町第3マンホールポンプ内において汚泥が堆積したことにより、緊急を要するとして随意契約で清掃業務の委託契約が締結されていることから、今後、当該保守点検基準の見直しを検討されたい。

#### ポルタひさいふれあいセンター

当センターでは、当該施設の維持管理及び使用許可に関する事務などを分掌している。

##### (1) 指導事項

特になかった。

##### (2) 所見

当該施設の使用許可について、平成19年5月7日にインターネット予約システムを導入するなど利用者の利便性の向上に努められ、当年度8月末日現在の利用者数が1万9千398人と前年度同時期（1万7千807人）と比較して8.9パーセント、1千591人増加している。

今後も市民への利用啓発と市民ニーズの把握に努められ、当該施設が住民のふれあいの場として一層機能することを望むものである。

#### ■河芸総合支所

##### 総務課

当課では、総合支所における文書、予算、職員等の総括管理、契約の締結、市有財産及び車両の管理、防災・危機管理、情報公開、収納に関する事務（以下、各総合支所の総務課の項において「共通事務」という。）などを分掌している。

##### (1) 指導事項

特になかった。

##### (2) 所見

普通財産で、約7千338平方メートルの土地が未利用地となっており、当年度においては、約257平方メートルの処分が進められつつあるが、行財政改革の一環として、今後も積極的な利活用・処分に取り組まれない。

##### 地域振興室

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

地域活動振興事業については、平成18年度に15事業が実施され、当年度においては統廃合等により9事業となって、約300万円の予算が減額されたが、今後とも地域の活性化に資するため、地域審議会の意見も踏まえつつ、事業の必要性や費用対効果を検証し、創意工夫を生かした事業の実施に努められたい。

市民福祉課・河芸ほほえみセンター

当課では、住民基本台帳、戸籍等に係る届出の受付・諸証明の交付、市民税及び県民税に係る申告書の受付・賦課、固定資産税に係る評価・賦課並びに生活保護及び児童福祉に係る相談、介護保険、国民健康保険等に係る認定・納付に関する事務（以下、各総合支所の市民福祉課の項において「共通事務」という。）のほか、河芸ほほえみセンターの管理運営に関する事務などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

当課は、住民票の交付申請など、主として住民の窓口での用件に応えるワンストップサービスの実現に取り組まれているが、各種問い合わせや相談も多いことから、各担当間におけるデータの共有等、個人情報への取扱いに留意されつつ、引き続き適切な窓口業務の執行に努められたい。

河芸ほほえみセンターの平成18年度の利用者数は、1万7千879人で、うち入浴施設利用者数は6千961人・38.9パーセントを占めているが、管理運営に年間約1千800万円を要していることから、他の類似施設の動向も踏まえつつ、効率的な施設運営のあり方を検討されたい。

生活環境課

当課では、自治会との連絡調整、防犯及び交通安全意識の啓発等並びに人権施策の推進、ごみの減量化及び再資源化の推進及び不法投棄防止等環境対策に関する事務（以下、各総合支所の生活環境課の項において「共通事務」という。）などを分掌している。

(1) 指導事項

特になかった。

(2) 所見

ごみの減量対策事業の一環として、金属等のリサイクル資源回収活動報償金が、当年度前期（4月から9月分まで）に9団体へ約201万円交付されているが、ごみ減量と市民意識の向上に効果が大きいことから、今後とも同報償金の有効活用を進められたい。

ごみの収集運搬業務については、現在地元2業者と随意契約により委託実施されているが、より公正・公平性を高めるため、今後は競争入札への移行について検討されたい。

### 産業建設課

当課では、商工業の育成、観光事業に係る総合調整及び農林業、水産業の振興並びに公園緑地、道路、河川・水路等の維持管理に関する事務（以下、各総合支所の産業建設課の項において「共通事務」という。）のほか、河芸漁港の維持管理に関する事務などを分掌している。

#### （1）指導事項

特になかった。

#### （2）所見

漁港区域内のごみ不法投棄や放置車両については、月1回の定期的なパトロールの実施、不法投棄防止啓発看板及び車両進入防止柵の設置などの対策がとられているが、水産振興に支障を生じないように、よりきめ細かいパトロールの実施により漁港区域内の良好な環境の維持管理に努められたい。

千里ヶ丘浄化センターについては、近い将来、流域下水道に接続され廃止が見込まれる施設であるが、老朽化が進んでいることから、今後も日常点検の実施・修繕等により機能の維持管理が図られるよう望むものである。

当課は、他の総合支所における役割・機能と同様、商工観光、農林水産、都市計画、建設及び下水道と幅広い業務を実施していることから、住民の相談、要望等を受ける機会が多く、これらに対応するため今後一層、職員の知識及び技術習得を促し、的確な市民サービスが提供できるよう期待するものである。

### ■芸濃総合支所

#### 総務課・芸濃コミュニティセンター

当課では、共通事務のほか、芸濃コミュニティセンター等の維持管理及び財産区に関する事務などを分掌している。

#### （1）指導事項